

愛知県立芸術大学研究費の不正使用に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本学における研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における研究費とは、本学から配分される研究費及び国等から配分される研究費をいう。

(研究費の不正使用の防止)

第3条 学長は、本学の構成員が「日本学術会議科学者の行動規範」に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、適切な措置をとらなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第4条 学長及び不正防止計画推進部署は、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画推進部署は、不正防止計画の内容及び実施状況を学長に適宜報告しなければならない。

3 学長は、不正防止計画の内容及び実施状況を適宜公表するものとする。

(内部監査室)

第5条 研究費の適正な管理のため、愛知県公立大学法人に監査室を置く。

2 監査室は、不正防止計画推進部署、監事及び会計監査人と連携し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

3 監査室は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

(窓口)

第6条 研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

(研究費の不正使用に係る告発)

第7条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、窓口を通じ、告発することができる。

2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

(警告等)

第8条 学長は、研究費の不正使用が行われようとしているか、又は研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(不正調査)

第9条 学長が研究費の不正使用の可能性を認めた場合、相当の期間内に調査委員会による不正調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、不正調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無及び程度について調査する。

3 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等（被告発者が研究費の執行を行う上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。

4 調査委員会は、不正調査の結果を学長に報告しなければならない。

(不服申立て)

第10条 告発者及び被告発者は、前条の不正調査の結果に不服がある場合は、学長に対して不服を申立てることができる。

(補佐人の同席)

第11条 調査委員会は、第9条の手續に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(関係機関への通知及び研究費等の返還)

第12条 学長は、法令又は研究費等の配分機関の定めのあるもののほか、不正調査の結果、研究費等の不正使用の事実を認定した場合は、関係機関へ通知するとともに、当該不正使用者から既に使用した研究費等について、その全部又は一部を返還させるものとする。

(処分手続)

第13条 学長は、不正調査の結果、研究費等の不正使用の事実を認定した場合は、愛知県公立大学法人教職員就業規則等の定めにより、当該不正に関与した者の処分手続を行うものとする。

(対応結果の公表等)

第14条 学長は、告発に対する対応結果等を教育研究審議会に報告しなければならない。

2 研究費の不正使用が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、学長は関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

3 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、学長は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第15条 学長は、不正調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第16条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本学の教職員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第19条 学長は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、不正調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。